宍粟市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月７日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第17号

宍粟市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

宍粟市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年宍粟市規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（趣旨） 第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行について、同法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）及び宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宍粟市条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）及び宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宍粟市条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
［追加］	（定義） 第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
［追加］	（開示の方法等） 第３条　法第87条第１項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法とする。 （１）　当該電磁的記録が映像又は音声が記録されたものである場合　視聴又は複製物の交付の方法 （２）　当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合　当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法 ２　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（費用負担の額）
第２条　［略］
［追加］

２　前項の費用は、現金又は納入通知書により納付するものとする。

［追加］

（補則）
第３条　［略］
別表（第２条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>開示の実施方法</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">［略］</td></tr><tr><td rowspan="2">電磁的記録</td><td>光ディスク（コンパクトディスクレコーダブルに限る。）に複製したものの交付</td><td>１枚100円</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td><td>に出力したものを視聴させ、又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
３　第１項各号及び前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第１号に規定する電子メールをいう。）により送信することが可能であるときは、当該方法とすることができる。この場合において、電子メールで送信する当該電磁的記録は、暗号化その他個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられたものでなければならない。
（開示に要する費用）
第４条　［略］
２　前項の費用及び政令第28条第４項に規定する送付に要する費用は、あらかじめ納付しなければならない。
３　第１項の費用を納付する方法は、現金又は納入通知書により納付する方法とする。
４　政令第28条第４項の規則で定める方法は、現金若しくは郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票又は納入通知書により納付する方法とする。
（補則）
第５条　［略］
別表（第４条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>開示の実施方法</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">［略］</td></tr><tr><td rowspan="2">電磁的記録</td><td>光ディスク（ＤＶＤ－Ｒに限る。）に複製したものの交付</td><td>１枚100円</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

改　　正　　前	改　　正　　後
備考　地方公共団体等行政文書の写し又は複製物の交付を送付により行う場合の費用は、当該交付を請求した者の負担とする。	［削除］
備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。